

平成26年10月16日決定

平成26年11月 1日施行

令和 5年 5月26日施行

令和 5年 9月28日施行

広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第6号の認定基準について

(がけ付近の建築物)

第4条の2 住居の用に供する建築物を建築する場合には、その敷地（災害危険区域内にあるものを除く。）が、2メートルを超える高さのがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。）の上にあるときにあつてはがけの下端から、5メートル以上の高さのがけの下にあるとき（特別警戒区域内にあるときを除く。）にあつてはがけの上端から、当該建築物との間にそのがけの高さの1.7倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときには、適用しない。

- 一 当該がけに係る災害防止工事について、法第88条第1項の規定により準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の検査済証の交付があつたとき。
- 二 当該がけに係る災害防止工事（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第7号の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第13条又は第31条の規定に適合するもののうち、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法施行令」という。）第6条に規定する崖面崩壊防止施設の設置を除く。）について、都市計画法第36条第2項の検査済証の交付があつたとき。
- 三 当該がけに係る災害防止工事について、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項の検査済証の交付があつたとき。
- 四 当該がけに係る災害防止工事について、改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第13条第2項の検査済証の交付があつたとき。
- 五 当該がけに係る災害防止工事（盛土規制法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設の設置を除く。）について、盛土規制法第17条第2項又は第36条第2項の検査済証の交付があつたとき。
- 六 前5号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたとき。

第2項第6号の規定について、特定行政庁の認定事務とし、認定にあたっての判断基準を次のとおり定めた。

広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第6号の認定は、同条例第4条（災害危険区域内の建築制限）のただし書の認定基準に適合するものの外、次の認定基準のいずれかに該当する計画で、がけの崩壊により建築物の埋没及び倒壊のおそれがないと認められるものについて行うものとする。

認定基準 1 建築物自体で対応する計画

- (1) がけ下の場合は、がけ崩れにより被害を受けるおそれのある建築物の部分を鉄筋コンクリート造とし、がけに面する側について、原則として開口部を設けないもの
- (2) がけ上の場合は、がけ側の建築物の基礎の根入れを深くする等、基礎応力ががけに影響を及ぼさないもの

認定基準 2 がけ面の措置により対応する計画で、実施が確実と見込まれるもの

- (1) 都市計画法第29条第1項及び第2項による開発許可又は改正法附則第2条の規定による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項による宅地造成許可、盛土規制法第12条第1項による宅地造成等許可若しくは同法第30条第1項による特定盛土等許可に基づくもの※（ただし、当該許可区域外に隣接してがけがある場合にはこの限りでない。）

※ 盛土規制法施行令第4条に規定する土石の堆積及び同法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設の設置によるものを除く。

- (2) 都市計画法第34条の2第1項又は改正法附則第2条の規定による改正前の宅地造成等規制法第11条、盛土規制法第15条第1項若しくは同法第34条第1項による協議が成立したもの※

※ 盛土規制法施行令第4条に規定する土石の堆積及び同法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設の設置によるものを除く。

- (3) 建築基準法施行令第142条による擁壁で覆われるもの
- (4) 崩壊防止工事（公共工事で実施され、かつ維持管理されるもの）が施工され、安全性が確かめられるもの
- (5) 土質試験等に基づき、地盤の斜面安定計算でがけの安全が確かめられるもの
- (6) 切土をした土地の部分に生ずるがけ又はがけの部分であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合で、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の表面保護工がなされているもの

ア 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
（この角度であれば） 擁壁を要しない勾配 の上限	60度	40度	35度
（この角度であれば） 擁壁を要する勾配の 下限	80度	50度	45度

イ 土質がアの表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。(図1参照)

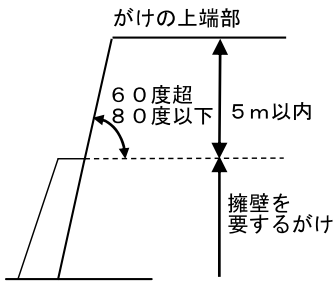
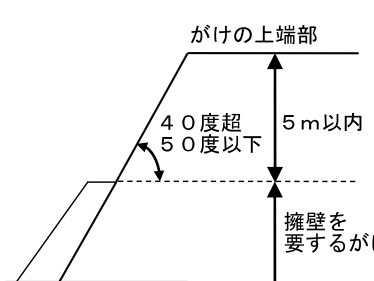
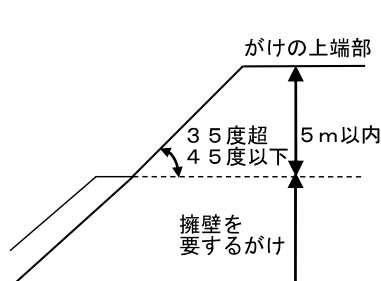
軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
		

図 1

また、この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、上下のがけの部分は連続しているものとみなす。(図2参照)

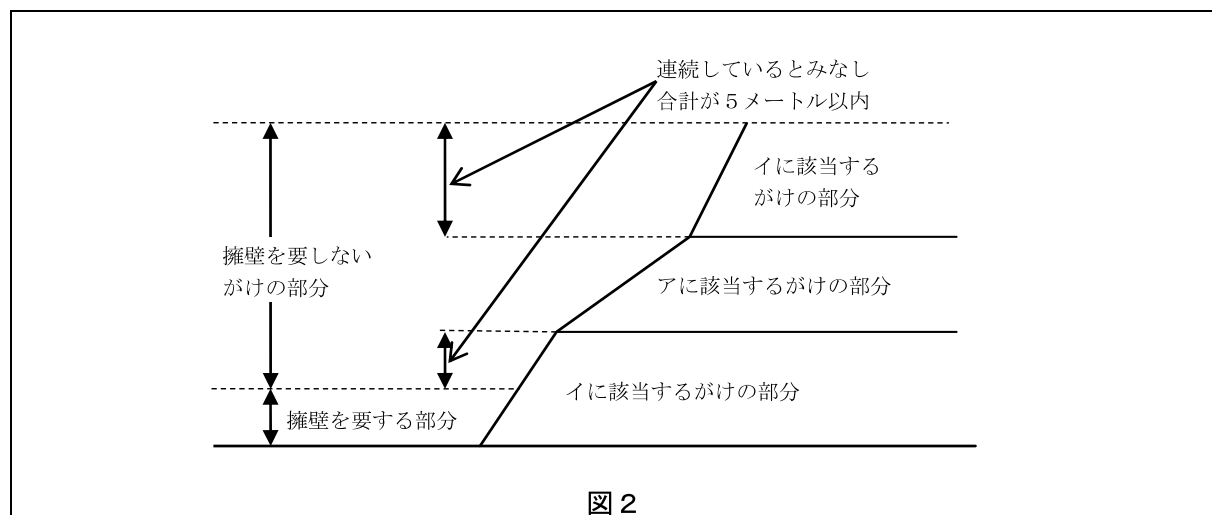
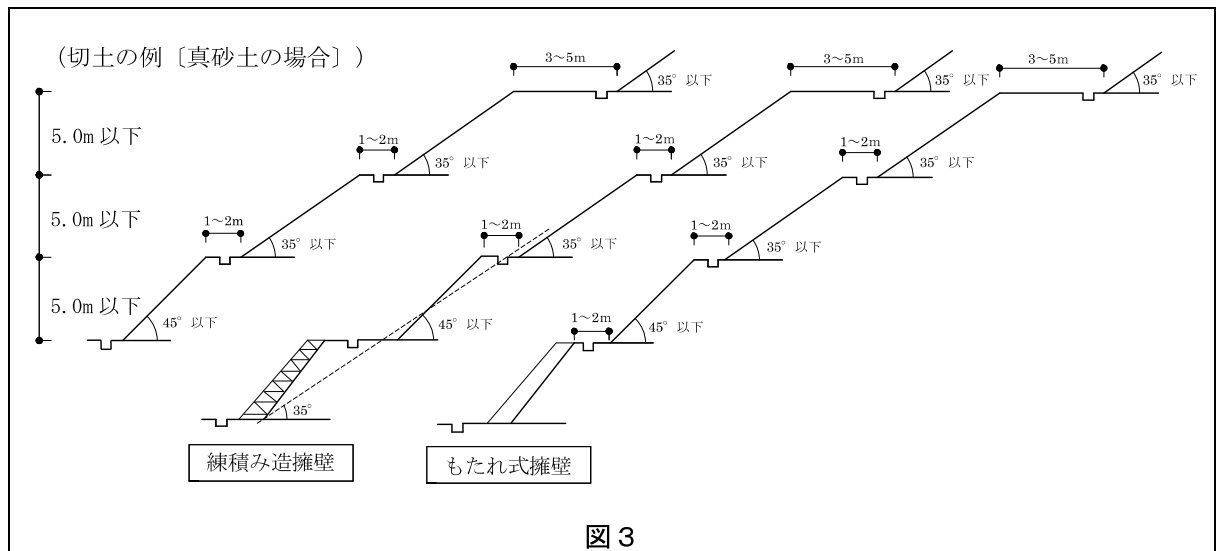


図 2

(7) 上記(5)又は(6)において、法面の勾配が30度を超え、垂直距離が5メートルを超える場合は、次に定める小段を設けるもの(図3参照)

ア 高さ5メートル以内ごとに幅1～2メートルの小段

イ 垂直距離が15メートルを超える場合は、高さ15メートル以内ごとに3～5メートル以上の幅の小段



ウ のり面の上部に自然斜面が続いているなど、切土又は盛土のり面以外からの表面水が流下する場所には、のり肩排水溝を設けること。

エ 小段には、小段上部のり面の下端に沿って、排水溝を設けること。また、小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配をつけて施工し、排水溝に水が流れるようにすること。

オ のり肩又は小段に設ける排水溝に集められた水をのり尻に導くため、縦排水溝を設けること。縦排水溝は、流量の分散を図るため間隔は20メートル程度とし、排水溝の合流する箇所には、必ずますを設けて、ますには、水が飛び散らないようにふた及び泥溜を設けること。

認定基準 3 その他

- (1) 認定基準1及び認定基準2の措置に準じた計画等で、建築物の埋没及び倒壊のおそれがないもの
- (2) 地域の特性に即し、十分な技術的根拠をもって計画されるもの